

北海道水資源の保全に関する条例施行規則

平成24年 5 月 8 日

規則第61号

改正 平成27年 5 月 1 日規則第51号

改正 令和 3 年 3 月31日規則第34号

北海道水資源の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水資源保全地域の指定の告示)

第 2 条 条例第17条第 7 項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 水資源保全地域の名称
- (2) 水資源保全地域の指定の区域
- (3) 地域別指針の案（指定の解除をしようとする場合を除く。）
- (4) 縦覧場所

(使用及び収益を目的とする権利)

第 3 条 条例第20条第 1 項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、土地に関する地上権及び賃借権とする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第 4 条 条例第20条第 1 項の規定による届出は、別記第 1 号様式の届出書の正本 1 通及び副本 2 通を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- (2) 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5, 000 分の 1 以上の図面
- (3) 土地の形状を明らかにした図面

3 第 1 項の規定による届出書（前項の図書を含む。）の提出は、当該届出書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。この場合における第 1 項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する副本 2 通の提出があったものとみなす。

(届出書の記載事項)

第5条 条例第20条第1項第6号の規則で定める事項は、土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の地目及び利用の現況とする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合)

第6条 条例第20条第2項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 当事者の一方又は双方が独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人又は土地開発公社である場合
- (2) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）による和解である場合
- (3) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第5章若しくは第7章の2、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第6章、保険業法（平成7年法律第105号）第2編第10章第2節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）第2編第9章若しくは第3編第8章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
- (4) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停に基づく場合
- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2のあっせんに基づく場合又は同法第50条の規定による和解である場合
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第50条第1項に規定する使用権が設定されている土地について同法第55条第1項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合を含む。）
- (8) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
- (9) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合（当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。）

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の変更の届出)

第7条 条例第20条第8項の規定による変更の届出は、別記第2号様式の変更届出書の正本1通及び副本2通を提出して行うものとする。

- 2 前項の変更届出書には、第4条第2項各号に掲げる図書のうち変更した内容に係るものを添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による変更届出書（前項に規定する図書を含む。）の提出は、当該変更届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールによ

り送信して行うことができる。この場合における第1項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する副本2通の提出があったものとみなす。

(届出の経由)

第8条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する届出書(その添付図書を含む。)は、その届出に係る土地の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長(当該届出に係る土地が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、そのいずれかの総合振興局又は振興局長)を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第8条まで並びに別記第1号様式及び別記第2号様式の規定は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月1日規則第51号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道水資源の保全に関する条例施行規則第6条第4号の規定の適用については、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成23年法律第53号。以下「整備法」という。)第3条の規定による廃止前の家事審判法(昭和22年法律第152号)による調停(整備法第4条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を家事事件手続法(平成23年法律第52号)による調停とみなす。

附 則 (令和3年3月31日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式（第4条関係）

水資源保全地域土地売買等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（担当者氏名及び連絡先）

北海道水資源の保全に関する条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 契約当事者に関する事項

買主等	<input type="checkbox"/> 予定者有り	住 所	
		氏 名	
		電 話	
		業 種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 未定		
契 約 態 様		<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）の <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定	
		※所有権以外の権利の場合、その内容	
契 約 締 結 予 定 年 月 日		<input type="checkbox"/> 予定有り 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定	

2 土地に関する事項

登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計 筆	実測面積 m ²	登記面積 m ²
現在の土地利用の現況		
権利の移転又は設定後における主な土地利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる（ ） <input type="checkbox"/> 未定	

備考

1 該当項目（）にレ点を記入してください。

2 「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

別記第2号様式（第7条関係）

水資源保全地域土地売買等変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（担当者氏名及び連絡先）

北海道水資源の保全に関する条例第20条第8項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変更項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> (1) 契約当事者に関する事項		
<input type="checkbox"/> 買主等		
<input type="checkbox"/> 契約態様		
<input type="checkbox"/> 契約締結 年月日		
<input type="checkbox"/> (2) 土地に関する事項		
変更前		
登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計	筆	実測面積 m ² 登記面積 m ²
変更後		
登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合 計	筆	実測面積 m ² 登記面積 m ²
権利の移転又は設定後における主な土地利用目的	変更前	変更後

備考

- 1 変更項目（）にレ点を記入してください。
- 2 買主等の氏名に変更があった場合は、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 変更年月日

3 変更理由